

国連とアパルトヘイト

—— 国連における投票行動を中心として ——

佐藤 幸男 / 藤本 義彦*

United Nations and Apartheid :

Analysing the Voting Behavior in the General Assembly

Yukio Satow & Yoshihiko Fujimoto

SUMMARY

The present international situation with regards to human rights and self dermination, should make it possible to fasten the demise of Apartheid, a regime that has caused much conflict and bloodshed in Southern Africa.

Apartheid issues relating to peace, development and democracy, have always been very much in the forefront of the United Nations work agenda. The purpose of this article is to describe the activity of the United Nations concerning Apartheid, and to investigate how the United Nations dealt with it.

It is needless to say that Apartheid is framed by racial discrimination. In addition, Apartheid has a center-peripheral structure involving structural violence, as a result the developmental dictatorship politics. The United Nations have created anti-apartheid ordinances through dicussions in the General Assembly since 1945. By scrutinizing the voting behavior in the General Assembly, we show the activity of UN members.

At first, the result is that some members have recently joined or sympathized with the anti-apartheid milieux, but still some others lag deeply behind the changing force. Next is that the UN should internationally develop the anti-apartheid environment and behavior to put more pressure on the South African dictature.

はじめに

こんにちヨーロッパを席卷している国際環境のいちじるしい変化は、経済的な行き詰まりの帰結として「社会主義」が破綻したからでも、また自由主義の勝利によってもたらされたものでもない。それは、これまで国際関係を律してきたさまざまなヨーロッパ秩序の枠組みのゆらぎを端緒としている。ゆらぐヨーロッパ秩序の枠組みとは、なによりも「バランス・オブ・パワー」概念を支える政治的、軍事的、経済的、法的な諸制度と、それを前提とした国民国家システムそのものにはかならない。

もとよりヨーロッパの国際秩序は、自国の国家利益と主権国民国家間の果てしない競争を展開しながらも、無政府状態からなんらかの国際的な合意にもとづく秩序をつくりだすことによって、かろうじて維持されてきた。国際法による支配、普遍的な帝国の創出とそれによる支配、そして、平和を維持するための国際機関の創設や軍縮の追求などはその好例である。

このようなヨーロッパ的諸制度による秩序の体系は、近代以降ヨーロッパが世界を序列化し、力の体系のもとに世界を統合したものである。ここにプロブレマティックとしての世界システムの特徴が現出してもいる。なぜなら、行論に必要なかぎりであれば、ウォーラーステイン (Immanuel Wallerstein) 理論の特色は次のような点にあるからだ。1) 世界システムは、16世紀から現代までの時間的流れのなかで生起するひとつの変動過程からなる。2) しかもこのシステム変動は、西欧から地球全体を包括する空間的展開を越えたひとつの社会システムのもとで生起する。3) そのシステムはまた世界的な不平等の体系を備えており、中心、準周辺、周辺という三層の構造を合わせもっている。4) しかも、その三つの階層秩序には、それぞれに適合した労働管理の形態や技術の諸形態が対応している。5) この三層間の変動は、上位システムとしての世界システムの構造と密接に連動している。¹⁾

この問題視角は、したがってたんに現在の世界が直面する転換期を、資本主義世界経済におけるヘゲモニーの移動というレベルではなく、近代以来西欧社会の発展モデルを普遍的であるとしてきた「普遍主義」的なイデオロギーないしは文

化の変容の問題として把握することである。「膨張するヨーロッパ」に裏打ちされた、この「普遍主義」的イデオロギーないし文化は、多様な文化システムや政治システムを単一の自己充足的な世界システムへの移行をうながす「反システム運動」を呼び起こしている。そこでは、あらゆる国家や集団が発展しようという前提に立った「普遍主義」によって、現に発展の「遅れた」民族や人種、さらには集団の「文化」の性格に帰着させる性癖がある。だからこそ、この近代以降の普遍主義は、人種差別主義や性差別主義を必然的に生みだしもする。²⁾

じじつ、エスニスティ問題をはじめとして、性、宗教や言語などの違いによる差別に根ざすさまざまな葛藤や対立は、こうした「普遍主義」的な文化と独自の文化との摩擦にはかならない。なかでも、この小論で取り扱おうとする「最後の植民地」とでも呼ぶべき南アフリカにおける人種差別問題はその典型である。

まだアパルトヘイトということばさえ存在していなかった時代に南アフリカに生まれたオリブ・シュレイナーは女権擁護論者として、また反抑圧主義者として数奇な運命をたどりつつも、原初的な人間のありかたを問い続けた著『アフリカ農場ものがたり』をあらわした。そこでは、あたかもヨーロッパによる「文明化」と「開発」の論理は酷似せざるをえないかのように、民族的文化的多様性と部族的生活様式はバタン化された近代的画一性と「文化」的生活様式のまゝに屈服するものとみなすことの愚しさを解いている。つまり、工業技術水準と文明化の度合は、疑いの挿し挟む余地のないモノサシであるがゆえに、欧米文化圏のほとんど全体的な優越観もそれらの世界観から派生し、ある尺度によって「優れている」者が「劣っている」者を援助し、「文明化」という帝国主義的な意識の誤謬である。³⁾それゆえに、この文明化と近代化は領土化された経済空間の観念の創出によって支えられ、空間内部での消費と蓄積をめざす生産にささえられているのである。

この小論は、人類にとって、また人間の存在にとってもっとも典型的な形態であり、かつもっとも悪しき〈掟〉でもあるアパルトヘイトないしは南アフリカ問題を国際的な連関のなかで粗描することを目的としている。そのさい、とくに本問題を当該国家のコスト・ベネフィットのみに単純に還元するのではなく、国際社会に制度化された抑圧システムの構造をさまざまな視角からとらえる必要があ

ろう。ここでは、アリーナとしての国連を中心とした国家行動の分析をねらいとしている。

I 世界システムとアパルトヘイト

周知のように、アパルトヘイト (Apartheid) とは、南アフリカ共和国 (以下南アと略す) の白人優越主義に基づく人種差別・人種隔離政策のことである。それは、1948年国民党が政権の座につくと、ときを同じくして法的に制度化され拡大されてきた政策である。アパルトヘイトはまた、政治・経済・安全保障・文化などあらゆる社会活動におよび、南アの人口の8割以上をしめる非白人⁴⁾を差別・抑圧する制度でもある。

このアパルトヘイト政策の起源をたどると、19世紀後半に南アでダイヤモンド・金が発見されるにつれて、南部アフリカ地域全体が急速に資本主義世界経済の中に組み込まれていくことがわかる。

「世界システム論」を提起したウォーラースティンは、南部アフリカ地域が資本主義世界経済に組み込まれ、周辺化していく過程を以下のように分析している。⁵⁾それによれば「資本主義世界経済のなかに、ある地域を組み込むことはその地域の生産過程が世界市場の生産過程のなかに統合されることを意味している」とし、南部アフリカ地域はその豊富な鉱物資源を世界経済のなかに振り向けることにより組み込まれ、「周辺国」化した。その「周辺化」の過程は、まず生産過程の変化が起こり、ついで、その生産過程に労働力を供給するために家制度の変化が起こり、最後に政治制度が変化していくことである。ウォーラースティンは、南部アフリカ地域では1800年頃から生産過程の変化がみられたという。そして、労働力はアフリカ人を賃金労働者にすることによって確保され、さらにかれらに人头税や家屋税といった税金をかけることによって貨幣経済のなかに組み込み、アフリカ人の伝統的な農業サイクルや生活サイクルを破壊していったのである。そもそも家畜を失えば、アフリカ人は土地その他のものも失うことになる。また資本主義経済に組み込まれ、賃金労働者になったアフリカ人は、従来の家制度の転換を迫られ、成人男性は貨幣獲得のために都市に出稼ぎにでなければなら

なかった。一方、村に残った女性の手に、従来の農業生産は委ねられることになる。しかも、資本主義世界経済への編入はアフリカ人の富の減少をもたらしたのである。

このようにして成立した世界システムと南部アフリカとの連繫構造は、西欧諸国を<中心>に、南アを<準周辺>、南部アフリカ周辺諸国を<周辺>とした三層構造からなりたつことになる。この構造は、西欧世界の巨大資本が南部アフリカ地域に参入したことを機に、より一層強化されることになった。南アは、開発独裁体制を確立するためにこの構造をより強化し、その施策としてのアパルトヘイトをうみだし、維持している。つまりは、世界システムそれ自体にアパルトヘイトは、組み込まれているのである。

それでは、この世界システムの<周辺>に位置する南部アフリカ地域の国際システム(=インターナショナルシステム)はどのような構造からなっているのだろうか。A.H. イサックス(Arnold H. Issacs)は、J. ガルトゥング(Johan Galtung)の<構造的帝国主義>モデルを用いて、BLS諸国(ボツワナ・レソト・スワジランド)と南アとの諸関係をつぎのように分析している。⁶⁾

まず、経済関係にかんしては、1910年、BLS諸国が南アとの間に関税同盟協定(The customs Union Agreement)を結び、これにより南ア経済はBLS諸国の国内市場を支配することになり、BLS諸国の自国産業はその成長を妨害される、という関係構造がみられる。また、南アがBLS諸国の関税業務を代行することになったため、BLS諸国の関税収入は南アの支配下におかれ、BLS諸国の経済的従属は一層深まっていった。BLS諸国はその従属的關係を打破しようとも、同協定が協定加盟国と加盟国以外の国との貿易協定の締結を原則として認めない以上不可能である。そればかりか、貿易・港湾の利用・輸送システムまでが南アに依存したために、その従属的構造はかえって永続化されたのである。また、移民労働力の側面でもBLS諸国は南アに依存せざるをえないものとなっている。それは周辺諸国から南アへの出稼ぎ労働によって得る収入や雇用が周辺諸国にとって大きな比率を占めているからでもある。

こうした経済的な局面での垂直的な関係は、また軍事的な部門で強化されている。アパルトヘイトにたいする批判が強まる1960年代前半から南アは急速に軍備

を拡大し、機動力と軍備の質を高め、軍事化を強めたといえる。BLS 諸国は経済的な脆弱性のためにその軍事化に対抗することができず、軍事的な従属的關係に甘んじた。またいうまでもなく、この軍事的な従属關係は、とくに南アの南部アフリカ地域における反アパルトヘイト組織（ANC や PAC）を弾圧するうえで大きな役割をはたしたのである。

南アとの従属的構造を打破しようとするころみとして、周辺諸国は SADCC（南部アフリカ開発調整会議）やロメ協定などによる水平的關係の創出があるが、南アによる妨害によってことごとく、この水平的な關係は阻害され、BLS 諸国と南アとの従属的な關係は依然として継続している。

一方、フロントライン諸国（タンザニア・ザンビア・ボツワナ・アンゴラ・モザンビーク・ジンバブエの6カ国）も BLS 諸国とおなじように、南アとの従属的關係を強めているのである。

イサククスはこうした分析を通じて、周辺諸国間の水平的な交流が限定され、しかも南アと周辺諸国の關係が従属的垂直的な關係となっていることからみて、南部アフリカ地域全体の構造は、ガルトウングのいうところの構造的帝国主義による「中心—周辺」關係のもとにおかれているとしている。

周辺諸国はしたがって、南部アフリカ地域を規定している「構造的暴力」を含む従属的構造のなかに押し込まれ、南アによる「分断支配の構造」のなかにいるのである。そのため、周辺諸国はアパルトヘイトをめぐる南アと対峙しているにもかかわらず、南部アフリカ地域で圧倒的に強い經濟力を有する南ア經濟によって、「従属して生きるか、闘って飢えるか」のジレンマを強要されている。

こうして、南アを南部アフリカ地域全体のなかに位置づけてみると、アパルトヘイト問題は特異な人種問題にとどまるものではなく、世界資本主義に規定された南アの資本蓄積と階級闘争とのかかわりのなかで、⁷⁾さらには、国際社会における「人権」の定立の問題としてみることを必然としている。この意味では、その先導役でもある国連の動向に注目することも重要となろう。

II 国際連合とアパルトヘイト

国際連合は戦後一貫してなんらかのかたちでアパルトヘイト問題に関与してきた。なかでも国連総会は「アパルトヘイトは人類に対する犯罪であり、かつ国際の平和と安全にたいする脅威である。アパルトヘイトを遅滞なく廃止するための努力を援助することは国際連合の主要な責任である」（総会決議42/23C）としていることは象徴的である。国連安全保障理事会（以下安保理と略す）もまたアパルトヘイトを人類の良心と尊厳にとって嫌悪すべきことであるとしている。しかし、国連の反アパルトヘイトの姿勢は、1946年と現在とでは多くの点で相違がみられ、国連が一貫して強力な反アパルトヘイト政策を展開してきたかは疑問のこのところでもある。じじつ、国際社会の力学を反映して国連を中心とした反アパルトヘイト政策の争点も大いに変化しているばかりか、国連の反アパルトヘイト政策もしだいに強化されている。

ここでは、国連がアパルトヘイトにたいしておこなってきた活動がどのように変化してきたかを概観しておこう。

国連総会でのアパルトヘイト問題の推移を論究したN.M. ストゥルツ (Newll M. Stultz) は、1946年から1984年までの国連総会でのアパルトヘイト問題を、議題の内容の変化と決議数の変化とを基準にして時期区分し、国連の対アパルトヘイト戦略の変化と国連がアパルトヘイト問題にかんしてはたしてきた機能とを分析している。⁸⁾したがってかれの論文は、国連でのアパルトヘイト問題に言及するとき、示唆に富む多くの論点を含んでいる。とはいえ、決議の数的変動と質的変動との区別が不明確であるという難点にくわえて、数的変動に力点をおきすぎているきらいがある。ここではこの論文を参考としながら、決議の質的変動と国連のアパルトヘイト問題への対応を中心に、国連総会・安保理での審議過程を追ってみることにする。⁹⁾

国連総会は1946年の第1回総会で、南アの人種差別（アパルトヘイト）を「南アフリカ連邦のインド系人民の差別待遇問題」（総会決議44(I)）という議題のもとで取り上げた。この問題は外国人労働者差別問題としての性格をもっているものの、国連はインド・南ア二国間の問題として取り扱ったにすぎなかった。し

かし、この問題の審議を通じて南アの人種差別・人種隔離政策（アパルトヘイト）にたいする国際的な関心が喚起され、1952年、「南アフリカ連邦のアパルトヘイト政策に起因する南アの人種対立の問題」（総会決議616(VI)）という議題のもとで、南アのアパルトヘイト政策が取り上げられるにいたる。これ以後、アパルトヘイトは人権という、より広範な文脈で取り上げられることになり、国連が南アのアパルトヘイトに関与していく基盤づくりがおこなわれた。しかし、南アが国連による関与に強く反対し、また西欧諸国も国連が南アのアパルトヘイトに直接的に関与していくことに反対したことから、反アパルトヘイト勢力のとり国連を舞台とした行動戦略は、アパルトヘイト廃止に向けて西側諸国や南アから妥協を引き出すことにとどまった。¹⁰⁾

国連の対アパルトヘイト政策の第一の転換点は1962年である。1962年、前述した二つの議題は統合され、「南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策」（総会決議1761(XVII)）議題のもとで、反アパルトヘイト色はより鮮明化された。総会決議1761(XVII)は、それまでの南アを説得し、調停をおこなうことによって問題の解決をはかろうとする方向から、南アにたいして強制的制裁を課すなどの圧力をかけることによって問題の解決をはかろうとする方向への転換をしめすものであった。¹¹⁾これ以後、国連での南ア・アパルトヘイト批判は強まり、アパルトヘイトの非正当性が強調されることになる。1966年総会決議2202A(XXI)で、「南ア政府により実施されているアパルトヘイト政策は人類にたいする犯罪であるとして非難し」たことは、その典型例であろう。また、実践的活動として反アパルトヘイト活動もおこなわれはじめたが、この活動は、1) アパルトヘイトにかんする情報の普及と広報をおこない、2) アパルトヘイトのもとで抑圧されている人びとへの援助し、3) 南アにアパルトヘイトを変革・破棄させるような手段をとる、ことであった。¹²⁾

国連の対アパルトヘイト政策の第二の転換点は1974年である。1974年、国連総会は、現南ア政府は南アフリカ共和国を代表する権限がないとして、南ア国連代表団の信任状を否認（総会決議3206(XXIX)）し、南アを国連総会の審議から締めだした。¹³⁾一方、OAUが南アの正当な民族解放団体と認定するANCとPACをオブザーバーとして総会審議に参加させた。これによって、アパルトヘイトの

非正当性がさらに一層強化され、南アは国際世論の非難を再確認するとともに、国際組織に参加することによってえる利益を喪失したのである。¹⁴⁾これ以降、南アの国際社会での孤立化が確定的となった。

国連の対アパルトヘイト政策の第三の転換点は1977年である。1976年のソウェト蜂起以後、南部アフリカ地域への国際世論の関心が急速に喚起され、1977年安保理は、南ア政府が人種差別に反対する学生・市民にたいしておこなった暴力を非難し、南アの行動は国際の平和と安全にたいする脅威であると認定した。くわえて国連憲章第7章に基づく強制措置として、南アに対する武器禁輸を決定した（安保理決議418(1977)）。¹⁵⁾この決議は、安保理が国連憲章第7章に基づく強制措置としてはじめておこなわれた歴史的な決定でもあった。この決議のもつ意義は、アパルトヘイトに加担することを公言することができなくなることにしめされるように、国際社会のなかに反アパルトヘイトという規範意識が確立したことにある。また、国際世論の一致した意思として、反アパルトヘイト活動が具体化したことも見落としてはならないであろう。

国連の対アパルトヘイト政策の第四の転換点は1984年である。1984年を境にアパルトヘイトは大きく動揺する。1983年、南アは新憲法を制定する¹⁶⁾ことによって、国際社会のなかでの孤立化の改善をはかった。その一環が1984年、新憲法に定める人種別三院制議会の導入であった。しかしこれにたいする反対運動が高まり、弾圧に転じた南ア政府は「非常事態宣言」¹⁷⁾を発令した。南アのこうした事態は、国際社会に大きな波紋を投げかけ、反アパルトヘイトにたいする国際世論の高揚はますます不可避なものとなった。安保理はついに、1985年加盟国に南アへの経済制裁を要請するにいたる（安保理決議569(1985)）。

以上みたように、国連での反アパルトヘイト活動はいくつかの転換点をむかえながら、アパルトヘイトの非正当化と反アパルトヘイト活動強化の両面から進展してきたといえる。その過程を大別すると、1946年から1961年の説得と調停の時期、1962年から1973年のアパルトヘイト対決姿勢が形成される時期、1974年から1976年の南アを孤立化させる時期、1977年から1983年の対南ア制裁措置実行の時期、1984年以降の南ア・アパルトヘイト体制が動揺していく時期の五つに区分することができる。

しかし、これらは順調に推移してきたのではなく、そこにはいくつかの対立点を含みながらの展開があった。なかでも、国連憲章第2条第7項の国内問題不干涉の原則と経済制裁の効用をめぐる対立はもっとも深刻であった。

紙幅の制約から要点だけをまとめれば、国内問題不干涉の原則にかんする対立はつぎのような点にある。それは、南アが一貫して国連による介入は国内問題不干涉の原則に反するとする主張と、国連の関与の正当性との対立である。つまりは南アのアパルトヘイトに関与する法的根拠として国連は、1) 世界人権宣言や国際人権規約などの人権法、2) 国連憲章、3) 国連総会の決議、4) アパルトヘイト条約など南アのアパルトヘイトを違法化するために締結された国際法にその根拠をもとめている。このうち国連憲章にかんしては、南アが国連加盟国であることからその根拠になりえたが、その他については、現在の伝統的な国際法のもとでは十分とはいえない。¹⁸⁾したがって、国連がアパルトヘイトに関与する法的根拠は曖昧な側面をもっているのである。ただし、そこに規範としての「人権」を考慮にいったらあいい、国連がアパルトヘイト問題に関与していく正当性は明らかであることはいうまでもない。

ここでさらに注目されるのは、国連がはたした戦後の人権体制の確立¹⁹⁾と、「第三世代の人権」概念²⁰⁾の台頭にみられる人権概念の普遍化への貢献であろう。とくに、「第三世代の人権」概念は、市民的・政治的権利と経済的・社会的権利とを基礎とし、国家の枠組みのなかでのみ扱われてきた従来の人権問題を、国際的な枠組みのなかでとらえようとした新しい概念である。国際法的にその主張が確定するにはまだ時間がかかろうが、国際社会での人権の確立を考察するうえで無視できない。

第2は、経済制裁の効用にかんする対立である。経済制裁の効用にかんしては議論のわかれるところであるが、²¹⁾アメリカ・イギリスは当初から南アへの経済制裁には消極的であった。その主たる理由は、南アのもつ戦略的重要性に基礎をおき、自国の利益を中心に思考しているからである。それはまた南アの非白人の困難を無視したものといえる。²²⁾しかし、国連がアパルトヘイトに反対する意思表示として、具体的にとりえる制裁措置は経済制裁しかない。したがって、この問題は1962年の総会決議では加盟国に南アへの制裁措置を、さらには翌年の安保

理にそのための強制措置を要請したのである。

このように、国内問題不干渉の原則と経済制裁の効用をめぐる対立点は当該国家が自国の国家利益のみを追求しようとする思考から生じており、国家間のコスト・ベネフィットに基づく対立であることは明らかである。それにもかかわらず、国連はアパルトヘイト問題にかんして、アパルトヘイトの非正当化を推進し、反アパルトヘイト活動を強化してきた。それは、総会審議をつうじて、反アパルトヘイト規範を形成し、確立し、拡大したからである。そうした進展をめぐって国連のなかで国家の行動はどのように変容してきたのだろうか。

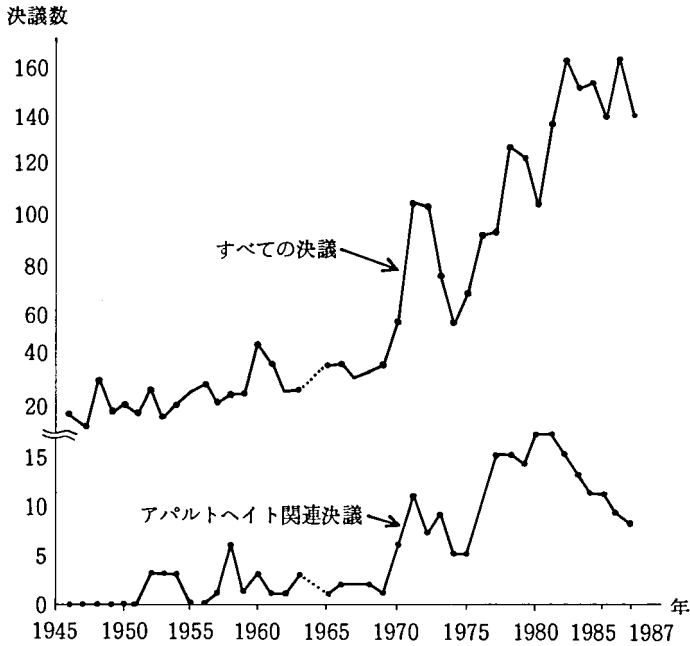
Ⅲ 投票行動次元からみたアパルトヘイト

ここでは、全加盟国が参加し、討議するアリーナである国連総会に焦点をあて、そこにおける加盟国の投票行動を手がかりとして、加盟国のアパルトヘイト問題にたいする対応の変化を分析する。

総会の投票行動の分析には、1946年から1987年までの42年間にわたる投票行動データを用いた。²³⁾ ちなみに総会は、この42年間に2601件の決議を採択している。そのうちアパルトヘイト問題にかんする決議（以下アパルトヘイト関連決議と略す）は231件であり、決議の総数にしめるアパルトヘイト関連決議の割合は8.88%である。この比率は総会がアパルトヘイトに如何に関心をよせてきたかをしめしている。また、アパルトヘイト関連決議は1952年にはじめて採択され、そののちほぼ毎年採択されている。それは60年代までは年平均1.8件の割合で採択され、70年代をさかいに急増し、その後年平均11件の割合で採択されているのである（図・1を参照）。

総会の投票行動の分析には膨大なデータを処理するため、多変量解析法を用いた。そこではまず、国連総会での投票行動である賛成・反対・棄権という行動を数値化するために「ZSA (Z Score of Agreement)」²⁴⁾を算出し、その「ZSA」について主成分分析とクラスター分析²⁵⁾をおこなった。ここでの分析はいずれも、前記の時期区分にしたがっている。さらに、アパルトヘイト関連決議のもつ構造の理解を助けるために、同時期のすべての決議（以下全決議と略す）を同じ

図・1 総会決議数の推移



(註) 1964年(第19回総会)は、決議を採択していない。

手法で分析した。

以下、国連総会の投票行動を主成分分析とクラスター分析とによって抽出された結果を要約していく。なお、そのさい、1) クラスター分析によって形成された各グループの構成国とその凝集度はいかなるものであり、またそれはどのように変化しているのか、2) 主成分分析によって抽出された総会投票行動の構造はなにをあらわしているのか、3) これまでの投票行動分析の研究²⁶⁾で抽出されてきた投票行動の次元として、東西軸と南北軸はどのように現出しているのかに注目したい。

Ⅲ・1・1 第一期：第1回総会から第16回総会（1946—1961年）

1961年の時点での国連加盟国は104カ国（西欧諸国23カ国，東欧諸国10カ国，ラテンアメリカ諸国20カ国，アジア諸国23カ国，アフリカ諸国28カ国）である。この期間には370件の決議が採択され，そのうちアパルトヘイト関連決議は21件である。

a) アパルトヘイト関連決議について

アパルトヘイト関連決議についてクラスター分析をした結果，以下のグループが抽出された。第1グループはポルトガルである。第2グループは南アである。第3グループはスペインである。第4グループは，イギリス・フランスを中心とする西欧諸国である。第5グループは，アメリカ・カナダ・ニュージーランドなどの西欧諸国である。第6グループは，アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国とソ連・東欧諸国である（図・2と図・3を参照）。

つぎに，主成分分析の結果以下の点がうかがいあがる。第一に，アパルトヘイトの当事国である南アと，南部アフリカ地域に植民地をもつポルトガルが孤立している。第二に，西欧諸国が第3・第4・第5グループを構成しているように，大きく二つのグループに分かれ，その凝集度は低い。第三に，アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国の投票行動は比較的まとまり，その凝集度は高い。第四に，ソ連・東欧諸国は第6グループに属し，アジア・アフリカ諸国の投票行動と一致した投票行動をとっている。これらのことから，投票行動の次元では，第三世界・ソ連・東欧諸国と南ア・ポルトガルが対極をなし，西欧諸国がその中間に位置する構造があるといえる。換言すれば，アパルトヘイトに反対する第三世界と南アとを両極とし，アパルトヘイト擁護の西欧諸国をその中間におく構造である。この構造は基本的にこののちも変わらない。

b) 全決議について

全決議からは，以下のグループが抽出された。第1グループは，ソ連・東欧諸国である。第2・第3グループは，アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国である。第3グループに，アメリカ・カナダなど西欧諸国の一部が含まれる。第4グループは，英国など西側諸国中心に構成される。第5グループは，ポルトガル・

南ア・フランス・スペインである（図・4と図・5を参照）。

つぎに、主成分分析の結果、第一に、西側諸国と東側諸国とが第一因子の対極をなし、アメリカを中心とする西欧諸国が国連総会で多数派を占め、ソ連・東欧諸国は少数派となっている。第二に、第2・第3グループを構成するアジア・アフリカ諸国は各地域グループとしてまとまっておらず、しかもその凝集度は低い。第三に、ラテンアメリカ諸国は、西欧諸国に近い投票行動をしめしている。これらのことから、この時期の全決議にかんしてみられる投票行動は、国際関係における東西対立を反映していたといえる。

c) 小括

以上のことから、第一は、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国は全決議では少数派であるのにたいして、アパルトヘイト関連決議にかんしては多数派となっていることである。第二は、全決議では分離した傾向をしめすアジア・アフリカ諸国とラテンアメリカ諸国は、全アパルトヘイト関連決議において、比較的一致した投票行動をしめしている。これらのことから、反アパルトヘイトの意思は、アフリカ諸国を中心とする第三世界の一致した意思として総会に登場していたといえる。その後の反アパルトヘイト運動は、第三世界とくにアジア・アフリカ諸国を中心として推進され、国連でのアパルトヘイト問題への関心を喚起していく。

Ⅲ・1・2 第二期：第17回総会から第28回総会（1962年—1973年）

1973年の時点で加盟国数は135カ国である。地域配分では、西欧諸国25カ国、東欧諸国10カ国、第三世界諸国99カ国（アジア33カ国、アフリカ41カ国、ラテンアメリカ25カ国）である。この期間、555件の決議が採択され、そのうちアパルトヘイト関連決議は45件である。

a) アパルトヘイト関連決議について

アパルトヘイト関連決議にかんしてクラスター分析をした結果、以下のグループが抽出された。第1グループは、南アとポルトガルである。第2グループは、イギリス・アメリカ・フランス・マラウイである。第3グループは、オーストリ

ア・西ドイツ・カナダ・オランダである。第4グループは、西欧諸国とイスラエル、そして第三世界の一部の国（スワジランド・ニカラグア・ブラジル）によって構成されている。第5グループは、第三世界とソ連・東欧諸国によって構成されている（図・6と図・7を参照）。

つぎに、主成分分析の結果、第一に、アパルトヘイト政策の実施国である南アフリカと、南部アフリカ地域に最後の植民地をもつポルトガルが総会の投票行動では孤立している。第二に、第三世界の投票行動は反アパルトヘイトの点で、その凝集度は高まりをみせている。ただし、アルゼンチンなどラテン・アメリカ諸国の一部とマラウィ・スワジランドが、他の第三世界のグループと一致しない投票行動をとりはじめることは見逃せない。第三に、アメリカ・イギリス・フランスといった南部アフリカ地域に権益をもつ西欧諸国が南アと同調する方向をたどっている。第四に、第3・第4グループを構成する西欧諸国が第5グループの第三世界と近い距離に位置しはじめ、西欧諸国の一部は反アパルトヘイトへと移行している。これは、国際的に反アパルトヘイトが認知されてきた証左ともいえる。ただし、そうした西欧諸国は、明らかな反アパルトヘイトの立場には立たず、棄権投票をすることによって曖昧な態度をとるのである。

これらのことからみて、第三世界から提起された反アパルトヘイトは、西欧諸国の一部を組み込みながら、しだいに確立していく過程がうかがえよう。ただし、南ア寄りの態度をとる国家と、反アパルトヘイトの潮流に逆行する国家、たとえば、アルゼンチンやマラウィのような国家も存在する。これは、国連がこの時期以降アパルトヘイトへの対決姿勢をしめしていることから、そうした国家が反アパルトヘイト規範のもつ道徳的・人道的な観点よりも、南アや南アを擁護する国家との経済関係などのコスト・ベネフィットを重視して投票行動をおこなっているものとおもわれる。

b) 全決議について

全決議についてのクラスター分析結果から、以下のグループが抽出された。第1グループは、南ア・フランス・ポルトガルである。第2グループは、アメリカ・イギリスを中心とする西欧諸国によって構成され、第3グループは北欧や豪州などの西欧諸国を中心にそれぞれ構成されている。第4グループはアジア・アフリ

カ諸国とラテンアメリカ諸国が構成している。第5グループはソ連・東欧諸国である（図・8と図・9を参照）。

つぎに、主成分分析の結果、第一に、第一期で多数派を占めていた西欧諸国が第二期になって少数派となっている。しかも、西欧諸国は分散し、その凝集度は低い。総会の投票行動において、アメリカ・フランス・イギリスといった「中心国」が少数派に転じたことはその後の国連を検討するとき重要である。第二に、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国が第三世界として国連総会の多数派を構成するようになった。ただし、アジア・アフリカ諸国とラテンアメリカ諸国との間には若干のズレがあり、ラテンアメリカ諸国は西側寄りの投票行動をしめす。第三に、ソ連・東欧諸国は国連総会の多数派でも少数派でもなく中間的な位置をしめ、どちらかといえば第三世界との距離が近い。これらのことから、この時期以降、総会の投票行動の次元に、東西軸に加えて南北対立をしめす南北軸がおおきな要因として登場してきたといえる。

c) 小括

以上のことから、第一に、第三世界の凝集度は全決議よりもアパルトヘイト関連決議で高いことから、アパルトヘイト問題については第三世界諸国間での意見が一致していることである。第二に、ソ連・東欧諸国がアパルトヘイト問題では第三世界と一致する投票行動を示している。第三に、西欧諸国は投票行動が分散していることから、アパルトヘイト問題で各国の対応が多様化していることが指摘できよう。

この時期以降アパルトヘイト問題は、したがって南アに対抗するという性格に加えて、南ア寄りの態度をとる西欧諸国との対決という性格をあわせもつようになるといえる。だからこそ、ラテンアメリカ諸国のようにアメリカ・イギリスなど「中心国」と関係が密接な加盟国が、反アパルトヘイトで団結するアジア・アフリカ諸国のグループより分離していく傾向がみられるのである。

Ⅲ・1・3 第三期：第29回総会から第31回総会（1974年—1976年）

1976年の時点での国連加盟国は147カ国である。地域的配分は、西欧諸国25カ国、

東欧諸国11カ国，第三世界111カ国（アジア36カ国，アフリカ48カ国，ラテンアメリカ27カ国）である。この時期，206件の決議が採択され，そのうちアパルトヘイト関連決議は約1割の20件である。

a) アパルトヘイト関連決議について

アパルトヘイト関連決議についてのクラスター分析の結果，以下のグループが抽出された。第1グループはアメリカである。第2グループは，イギリス・西ドイツなどの西欧諸国である。第3グループは日本・グアテマラ・ウルグアイである。第4グループは西欧諸国とスワジランド・ホンジュラスによって構成されている。第5グループは第三世界とソ連・東欧諸国である（図・10と図・11を参照）。

つぎに，主成分分析の結果，第一に，アメリカの孤立化が明らかになる。第二期まで，アパルトヘイト問題でもっとも孤立していたのはイギリスとフランスであったが，アメリカはその二ヶ国よりもさらに孤立していく。第二に，西欧諸国の凝集度の低下し，分化の傾向が強くなる。第三に，第三世界の凝集度は全体として高まるとはいえ，スワジランド・マラウィ・アルゼンチンなどが第三世界のグループから離れる。第四に，ソ連・東欧諸国は完全に第三世界と一致した投票行動を示している。

b) 全決議について

全決議についてクラスター分析をした結果，以下のグループが抽出された。第1グループは，アメリカ・フランス・イスラエル・イギリス・西ドイツである。第2グループは主として西欧諸国によって構成されている。また，マラウィもこの第2グループに含まれる。第3グループは南アである。²⁷⁾第4グループは西欧諸国といくつかのラテンアメリカ諸国である。第5グループは，ソ連・東欧諸国である。第6グループは第三世界によって構成されている（図・12と図・13を参照）。

つぎに，主成分分析の結果，第一に，アメリカがより孤立化の方向をたどっている。第二に，西側諸国の分化傾向が強まる。西欧諸国は，まるでアメリカに引きずられるかのように，孤立化の方向へ傾斜していく国家と，第三世界と一致する投票行動をしめす国家とに分化していく。第三に，第三世界の凝集度はより高まるが，その凝集から外れていく加盟国もみられる。第四に，ソ連・東欧諸国の

投票行動は第三世界と一致していく傾向をしめている。これらのことから、70年代、第三世界によって既存の国際秩序の変革をもとめる動きが強まっていくことからうかがえる。さらに総会の投票行動を規定する要因としての南北軸の影響が強くなっていることが指摘できる。

c) 小括

以上のことから、第一は、アメリカ・イギリス・フランス・西ドイツなど孤立しているのは、アパルトヘイト問題が国際的な問題として関心を集め、アパルトヘイトに反対する意思が強化されていく動きへの反動であるといえる。第二は、西欧諸国のアパルトヘイトに対する対応が多様化し、分化していることである。これはアパルトヘイトに反対する国際世論が強まるにつれて、それに同調する国家が現われたことをしめている。第三は、南アが国際的な孤立を回避するためにおこなった「外向政策」によって、ラテンアメリカや穏健派のアフリカ諸国のなかに、第三グループからはなれる国家が現われたことである。

Ⅲ・1・4 第四期：第32回総会から第38回総会（1977年—1983年）

1983年の時点での国連加盟国は158カ国である。地域配分では、西欧25カ国、東欧11カ国、第三世界122カ国（アジア39カ国、アフリカ50カ国、ラテンアメリカ33カ国）である。この時期、883件の決議が採択され、そのうちアパルトヘイト関連決議は106件である。

a) アパルトヘイト関連決議について

アパルトヘイト関連決議の分析結果から、以下のグループが抽出された。第1グループはアメリカ・イギリス・西ドイツ・フランスである。第2・第3グループは、西欧諸国である。第2グループにはマラウイが属している。第4グループは、スワジランド・レソト・ボツワナ・コートジボアールである。第5グループは第三世界である（図・14と図・15を参照）。

つぎに、主成分分析の結果、この期の特徴として、第一に、アジア・アフリカ諸国とラテン・アメリカ諸国の間に一致した投票行動がおこなわれるようになり、第三世界全体としてその凝集度は高まっていく。一方、マラウイ・スワジラ

ンド・ボツワナなど南部アフリカ周辺諸国が、第三世界のグループから離れていく傾向が強まっている。第二に、アメリカはより孤立していくと同時に、第二因子の数値が低くなり、それだけ反対票を投じる割合が多くなっている。これは、カーター政権の人権外交のいきづまりとレーガン政権の「建設的関与」政策の影響といえる。第三に、西欧諸国が分裂していく傾向は一層強くなっている。

b) 全決議について

全決議についてクラスター分析をした結果、以下のグループが抽出された。第1グループは、アメリカ・イスラエルである。第2グループは、イギリス・フランスなどの西欧諸国である。第3グループは西欧諸国が中心となって構成されている。第4グループは、第三世界である。第5グループはソ連・東欧諸国である(図・16と図・17を参照)。

つぎに、主成分分析の結果、第一に、アメリカの孤立がより強化されている。第二に、西欧諸国の分裂傾向がより顕著になっている。それはアメリカと同調していく国家と、アメリカと第三世界との中間に位置する国家とに分かれていく傾向がみられる。第三に、第三世界の凝集度がより高くなっている。第四に、ソ連・東欧諸国が第三世界に近い投票をおこなうようになり、ソ連・東欧諸国と第三世界との距離が縮まっている。これらのことから、総会の投票行動を規定する要因として、南北軸の次元が東西軸の次元よりも大きくなっていることがわかる。

c) 小括

つまり、第一は、全決議よりもアパルトヘイト関連決議での投票の方が第二因子の振幅が大きくなっていることからみて、アパルトヘイト問題はより対決的な様相をしめしていることである。第二は、第三世界の凝集度はアパルトヘイト関連決議の方が高く、第三世界が反アパルトヘイトに団結している様子がみられることである。第三は、南アと関係の深いスワジランド・レソト・バツワナ(周辺諸国)が、アパルトヘイト関連決議で第4グループとして抽出され、マラウィは第2グループに属することからみて、南アによる不安定化工作の影響が国連総会の投票行動に如実にあらわれているといえる。

Ⅲ・1・5 第五期：第39回総会から第42回総会（1984年—1987年）

1987年の時点での国連加盟国は159カ国である。地域配分は、西欧諸国25カ国、東欧諸国11カ国、第三世界123カ国（アジア40カ国、アフリカ50カ国、ラテンアメリカ33カ国）である。この時期、587件であり、そのうちアパルトヘイト関連決議は39件である。

a) アパルトヘイト関連決議について

アパルトヘイト関連決議をクラスター分析した結果、以下のグループが抽出された。第1グループは、アメリカとイギリスである。第2グループは、西ドイツ・イスラエルなどの西欧諸国であり、第3グループはポルトガルである。第4グループも西欧諸国である。第5グループは、グレナダ、レソト、スワジランド・コトジボアールである。第6グループは第三世界である（図・18と図・19を参照）。

つぎに、主成分分析の結果、第一に、アメリカとイギリスなど南アに権益をもち国が孤立している。第二に、西欧諸国の分裂がみられる。これは南アとの間にどの程度の経済関係をもっているかに起因していよう。第三に、スワジランド・レソトが第4グループを構成している。両国とも南アに従属した関係にあり、南アの影響を強くうけた結果、第三世界のグループから離れ、このグループに属することになったと考えられる。

b) 全決議について

全決議をクラスター分析した結果、以下のグループが抽出された。第1グループは、アメリカである。第2グループはイスラエルである。第3グループは、英国・西ドイツ・日本など、西欧諸国（先進諸国）である。第4グループも、西欧諸国である。第5グループは、第三世界であり、このグループにソ連・東欧諸国も含まれている（図・20と図・21を参照）。

つぎに、主成分分析の結果、第一に、アメリカの孤立化が顕著になっている。第二に、ソ連・東欧諸国の投票行動が第三世界と一致するようになった。この時期以前にも、ソ連・東欧諸国グループが第三世界のグループに近づく傾向がみられたが、この時期は完全に一致した。第三に、西欧諸国の分裂化である。これらの特徴から、総会の投票行動に南北軸の要因がかなり大きなウェイトをしめるよ

うになったことがわかる。また投票次元では東西軸と南北軸の一致がみられる。

c) 小括

この期とくに顕著なのは、アパルトヘイト関連決議の方が集団から離れている国が多いことである。この現象にはスワジランド・レソト・マラウィなど南部アフリカ諸国が含まれていることから、南アの不安定化工作のため、またこの三カ国が南アとの従属的關係のために、そうした投票行動をとらざるをえないことをしめしている。換言すれば、国際的な批判のなかで南ア政府の「わるあがき」が周辺諸国の投票行動に多大な影響を及ぼしているのである。

Ⅲ・2 全期間をつうじての加盟国の動向

これら5つの各時期を通じていえることは、国連でのアパルトヘイト問題の審議が第三世界と南ア・西欧諸国を対極とした構造のもとにおかれていることである。全決議との比較によってそれはより明らかとなる。つまりは全決議では、東西対立としての東西軸、南北対立としての南北軸が抽出されるが、アパルトヘイト関連決議では常に南ア・西欧諸国と第三世界を対極とする南北軸のみが現われてくる。それは、アパルトヘイト問題にかかわる加盟国の投票行動の基本的構図が、南北関係を基軸として展開し、第三世界による西欧諸国への「要求・異議申し立て」の意味をもつからであろう。

投票行動の分析をつうじて明らかにされた加盟国の行動を、各地域グループごとに考察みるとつぎのようにまとめることができる。

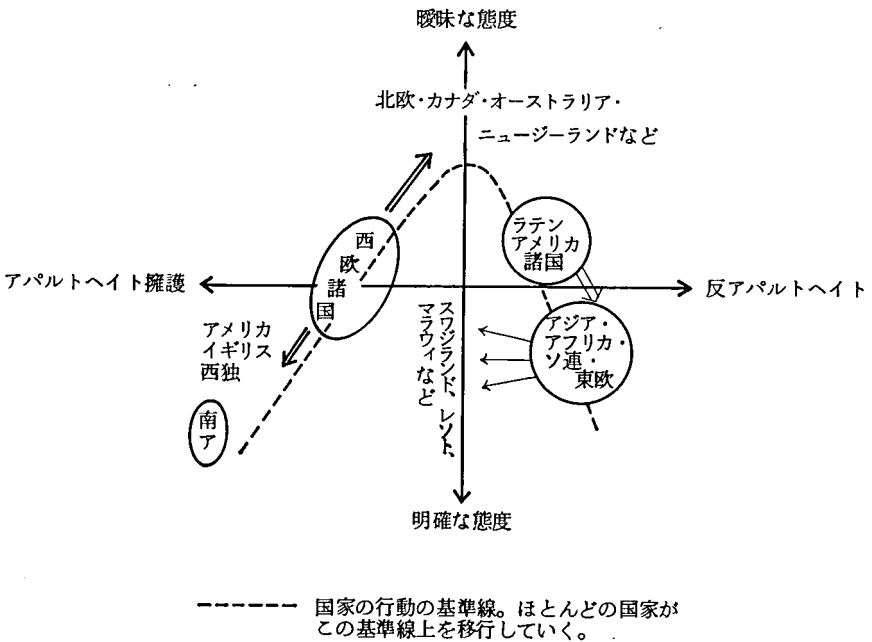
反アパルトヘイトに中心的な役割をはたしてきたのはアジア・アフリカ諸国である。それは一貫して反アパルトヘイトの立場にたち、総会の審議をつうじて、国連の反アパルトヘイト活動のリーダーシップをとってきた。これは常に総会の多数派にいたことから容易に推測できる。

たとえばラテンアメリカ諸国は、第一期にはアジア・アフリカ諸国と一致して反アパルトヘイトの立場にいた。しかし、国連がアパルトヘイトに対決していく姿勢を打ちだす第二期には、アジア・アフリカ諸国とは離れ、投票行動に不一致がみられるようになる。これは、説得と調停を主とした戦略から対決姿勢へと転

換するとき、西欧諸国との関係の深いラテン・アメリカ諸国が、西欧諸国寄りの政策をとるようになったことをしめすものである。ラテン・アメリカ諸国はその後ふたび、アジア・アフリカ諸国と一致した投票行動を示すようになるが、それは、国連での反アパルトヘイト活動の進展によってアパルトヘイトに非正当性が確立されたことに大きく影響されているものと思われる。²⁸⁾

他方、西欧諸国の動向として二つの国家群に分化していく傾向がみられる。ひとつは、国連総会での孤立化のみちをすすむ国家群であり、もうひとつは、反アパルトヘイトに消極的ながらもしだいに総会多数派に近づいていく国家群である。前者は、南アとの権益を有するアメリカ・イギリス・西ドイツをあげることができる。アメリカは、1970年代以降南部アフリカ地域に積極的にコミットしていくが、それ以後、アパルトヘイト問題で孤立した立場に立つ。イギリスは、はじめから南ア寄りの投票行動をしめし、つねにアパルトヘイト擁護の態度をとる。

図・22 投票行動からみた国家行動の動態



後者にかんしては、北欧諸国やオーストラリア・ニュージーランド・カナダと
いったいわゆる「ミドル・パワー」諸国をあげることができる。ソ連・東欧諸国
は、アパルトヘイト問題にかんしてははじめから総会多数派、つまり第三世界諸
国と一致した投票行動を示している。

以上のような、国連のアパルトヘイト問題での投票行動からうかがえる国家
行動を、図式化すれば以下のようになる（図・22を参照）。そこにみられる潮
流は、「反アパルトヘイト」、「反アパルトヘイトに消極的な支持」、「アパルトヘ
イト擁護」の三領域をむすぶ、「反アパルトヘイトの潮流」と、それに逆行する「ア
パルトヘイト擁護の潮流」である。その相対立する潮流のなかで各国家の行動は、
1) 一貫して反アパルトヘイトを主張するアジア・アフリカ諸国、2) アパルト
ヘイト擁護から反アパルトヘイトに移行する北欧・カナダ・ニュージーランド・
オーストラリアなどの西欧諸国、3) アパルトヘイト擁護を続けるアメリカ・イ
ギリス・西ドイツなどの西欧諸国、4) アパルトヘイト擁護から反アパルトヘ
イトに移行するラテンアメリカ諸国、5) 特異な投票行動をしめし、反アパルトヘ
イトから離れていく南部アフリカ周辺諸国（スワジランド・レソト・マラウイ）、
にそれぞれ集約できる。

Ⅳ むすびにかえて

国連で展開されてきた反アパルトヘイト活動は、アパルトヘイトの変革を求め
る試みのひとつである。国連は総会審議をつうじて、アパルトヘイトの非正当性
を広め、反アパルトヘイトの規範意識を確立してきた。その背景となったのが国
連を中心に展開してきた人権概念の普遍化と、国際政治場裡に戦後新たに登場し
てきた第三世界の台頭である。

人権は国連の創設以来主要な争点でもあった。国連は1946年に「人権委員会」
を設立し、人権の具体的な規定に貢献してきた。1948年の世界人権宣言、1966年
の国際人権規約はその成果である。1960年代中葉以降には、人種差別・婦女子差
別をその範疇にいれ、国連で扱う人権は総合的かつ普遍化していく。また、国連
総会第三委員会（人権担当）は、人権侵害の著しい国家として、南ア・イスラエ

ル・チリを取りあげ、国際的な制度のもとで人権を取り扱おうとしてきた。さらに1970年代からは、「連帯の権利」あるいは「平和の権利」としての「第三世代の人権」論がとりあげられるようになった。²⁹⁾ こうして国連の反アパルトヘイト規範の確立に、このような人権概念の普遍化が大きく影響してきたことは明らかである。

つまり、国連は戦後からこんにちにいたるまで人権抑圧の典型例であるアパルトヘイトにたいする学習過程を経ながら反対意思を確立し、反アパルトヘイト規範を形成してきたのである。なかでもここで注目しなければならないのは、本来、国内問題として取り扱われてきた人権問題を世界大の問題・争点へと拡大してきたことであり、その原動力としての第三世界の役割である。第三世界が総会の審議のなかで反アパルトヘイト規範の形成に中心的な役割をはたしてきたことが、総会の投票行動分析からも明らかとなっている。

それは国際政治場裡において、政治的・軍事的・経済的に先進諸国にたいして劣位にたつ第三世界にとって、国連総会は第三世界の意思を表明する場として有益であった。一国一票制による表決制度は国力の差にもかかわらず、対等な立場での意見表明を可能にし、それはあたかも、世界システム下で「周辺」に位置している第三世界が、「中心国」への「異議申し立て」を可能にし、国際社会での立場を強化するかのようである。1970年代の「新国際経済秩序」や「新情報秩序」を求める動きが、国連システムのもとで起こったのはその典型例であろう。

しかし、国連が超国家的機構でありえない以上、そこにおのずと限界が生じる。国連があくまでも国家によって構成され、国家の国家利益に基づく権力闘争からその決定が行なわれていることを無視することはできない。したがって、国連の加盟国への影響力という視点では、その影響力は間接的なものに限定される。アパルトヘイトの撤廃というこんにち的な命題にたいして国連がはたしてきた機能は、反アパルトヘイト規範の確立という環境醸成にすぎない。南アの白人政権にみられるこんにちの動揺は、国連を中心とした反アパルトヘイト規範の形成にともなって生じた国際世論と市民運動に負うところが大きいといえる。

とはいえ国際社会のアパルトヘイト構造は、現在動揺をしめしながらも、白人優越主義という非人道的な価値に基づき、直接暴力と「構造的暴力」を内包した

「中心—周辺」構造のもとにおかれ、いまなお変化することなくひきつがれている。その意味では、G. コーラー (G. Kohler) がアパルトヘイトと国際システムの構造的類似性を指摘しているように、³⁰⁾ アパルトヘイトは、いまなお南アだけの地域的な問題でなく、国際社会が共有すべき問題であることを忘れてはなるまい。

註

* 広島大学大学院社会科学研究所国際社会論専攻博士課程 (前期) 修了

- 1) Thomas Richard Shannon, *An Introduction to the World-System Perspective*, Westview Press. 1989. Chap. 2, 4 & 5.
- 2) Immanuel Wallerstein, "Culture as the Ideological Battleground of the Modern World-System," International Symposium Faculty of Social Studies, Hitotsubashi University. 1988. paper. この会議については、油井大郎氏が「朝日新聞」1989年3月2日付夕刊にて紹介している。また、安藤勝美「多元社会と規範の複合化」『国際学研究』第3号, 1988年, 1-16頁もあわせて参照されたい。
- 3) Jonathan Friedman, "Culture, Identity, and World Process," *Review*, Vol. XII, No. 1, 1989. pp. 51-69. 邦文では、且裕介「文化・経済性・統合」『東海大学紀要』(教養学部) 第19号, 1988年, 200頁参照。なお、科学技術と帝国主義とのかかわりについてはつぎの文献が示唆に富んでいる。Alfred W. Crosby, *Ecological Imperialism*. Cambridge U.P. 1989; ヘッドリク (原田/多田/老川訳) 『帝国主義の手先』日本経済評論社, 1989年; ルイス・パイエンソン (佐々木力訳) 「科学と帝国主義」『思想』1989年, 5月号, 9-28頁ならびに佐々木力「科学と政治体制」『思想』1989年, 11月号, 128-139頁。
- 4) 「非白人」とは南アで区分されている白人, カラード, インド人, 黒人のうち白人をのぞくすべての人種を指すものである。なお, 南アの人口比率は以下のとおりである。黒人: 2280万人 (72%), カラード: 290万人 (9%), インド人 (アジア系): 90万人 (3%), 白人: 490万人 (16%)。林晃史編『南アフリカ: アパルトヘイト体制の行方』アジア経済研究所, 1987年, 5頁。 *African Peace Research Institute Newsletter*. Vol. IV. No. 1. 1989. Chap. 4.
- 5) Immanuel Wallerstein, *Africa and The Modern World*, Africa World Press. 1986. pp. 139-151.
- 6) Arnold H. Issacs, "South Africa and Botswana, Lesotho and Swaziland: A Galtung Approach to Dependence Relations," in edited by Jerker Carlsson and Timothy M.

Shaw, *Newly Industrializing Countries and the Political Economy of South-South Relations*, Macmillan Press. 1988. pp. 232–267.

- 7) 佐藤誠「南部アフリカ情勢の現段階と研究課題」『立命館国際研究』第2巻, 第1号, 1989年, 73–82頁。
- 8) Newell M. Stultz, “The Apartheid Issue at The General Assembly: stalemate or gathering storm?” *African Affairs*, Vol. 86, No. 342, 1987. pp. 25–45.
- 9) 国連がアパルトヘイト問題に関わってきた過程を通史的に扱ったものには, ストゥルツ論文以外に, 反アパルトヘイト特別委員会による報告書, 北沢論文, 斎藤論文などがある。これらもあわせて参考にした。department of political and security council affairs centre against aparyheid, *World Conference on Sanctions Against Racist South Africa*, United Nations, 1987, pp. 119–130; 北沢洋子「アパルトヘイトへの日本の加担」『平和研究』第11号, 1986年, 104–106頁; 斎藤鎮男『国際連合論』(改訂四版) 新有堂, 1986年, 337–364頁。
- 10) Stultz, *op. cit.*, p. 29.
- 11) *Ibid.*, pp. 31–33.
- 12) *Ibid.*, p. 34.
- 13) John Barratt, “South African Diplomacy at the UN”, G.R.Berridge and A. Jenni ngs (eds.), *Diplomacy at The UN*, Macmillan Press, 1985, pp. 191–203; 西立野園子「南アの国連総会締め出しと信任状審査権の範囲」渡辺慶子・小浜裕久『国際関係の視座転換』北樹出版, 1989年, 41–71頁。
- 14) 1974年以後も南アはニューヨークに国連代表部をおいている。その理由をJ. バラット (John Barratt) は, 独立国と認知される象徴的意義, 情報収集という外交的利益, 二カ国間の接触, 特に調停者としての西側諸国との接触から生じる利益の三点から説明している。Barratt, *op. cit.*, pp. 198–201.
- 15) *UN Chronicle*, December 1977, 5–14 & pp. 66–69.
- 16) 南アの新憲法に関しては, 斎藤憲司「南アフリカ共和国の一九八三年新憲法: 三院制議会の新設による人種問題『解決』の可能性」『レファレンス』第406号, 1986年, 30–120頁。
- 17) 1985年7月21日に第一次非常事態宣言がだされ, 1986年3月7日に解除された。しかし, ソウェト蜂起10周年を前にした1986年6月12日に第二次非常事態宣言がふたたびだされ, 現在にいたっている。
- 18) 住吉良人「アパルトヘイト条約の法的性質」『法律論叢』第60巻, 第4/5合併号, 1988年, 89–90頁。
- 19) 人権にかんする法的な展開は, 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店, 1988年; 高野雄一『国際社会における人権』岩波書店, 1977年; 宮崎繁樹編『現代国際人権の課題』三省堂, 1988年; 久保田洋『実践国際人権法』三省堂, 1986年に詳しい。国連の人権問題の関与という視点では, David P. Forsythe, “The Politics of Efficacy:

The United Nations and Human Rights”, Lawrence S. Finkelstein (ed.), *Politics in the United Nations System*, Duke U P, 1988, pp. 244–273. を参照。

- 20) 田畑, 前掲書, 1988年, 27–31頁; 岡田信弘「古典的人権から第三世代の人権へ」『ジュリスト』第937号, (1989.7.1.)。
- 21) 鈴木良一「経済制裁の紛争解決能力」『平和研究』第6号, 1982年, 66–81頁; 勝俣誠「経済と良心の狭間で」『平和研究』第11号, 1986年, 127–144頁; 同「経済制裁は有効である」『世界』1988年, 9月号, 148–157頁。Margaret P. Doxey, *International Sanctions in Contemporary Perspective*, Macmillan Press, 1987. Chap 4 & 9, pp. 32–62. & 124–141.; William H. Kaempfer, James A. Lehman, and Anton D. Lowenberg, “Divestment, Invertment Sanctions, and Disinvestment: an evaluation of anti-apartheid policy instruments,” *International Organizations*, Vol. 41, No. 3. 1987, pp. 458–473; Kim Richard Nossal, “Economic Sanctions in the League of Nations and the United Nations,” David Leyton-Brown (ed.), *The Utility of International Economic Sanctions*, Croom Helm, 1987, pp. 7–22; Douglas G. Anglin, “United Nations Economic Sanctions Against South Africa and Rhodesia,” David Leyton-Brown (ed.), *The Utility of International Economic Sanctions*, Croom Helm, 1987, pp. 23–58.
- 22) レーガン政権の対南ア政策のもととなったといわれるクロッカー (Chester A. Crocker) の論文は, 南アの戦略的重要性とアメリカの国益を基礎として, 交渉によって南部アフリカの安定を求める「建設的関与」を提唱しているという点でこの典型であろう。Chester A. Crocker, “South Africa: Strategy for Change,” *Foreign Affairs*, Vol. 59, No. 2, 1980–81. pp. 321–351.
- 23) 国連総会の投票行動の分析には以下の資料をもとに作成した, 広島大学平和科学研究センターのパソコン・データ解析システム ADONIS (Aggregate Data on United Nations System) の「投票行動データ」によっている。このデータ・システムは, ①昭和56年度広島大学法学部国際関係講座共同研究などによって作成され, のちに浦野起央, 谷明良, 原正行『国連投票行動の計量分析』(国際地域資料センター, 1985年)として公開された1946年から1980年までの蓄積データを基礎に再構築した。②1981年から1984年までのデータについては, 『国連総会・安保理投票記録』1981年, 1982年, 1983年, 1984年版(新聞資料センター)から③1985年のデータは, 外務省国際連合局国連政策課『国際連合第40回総会の事業(上・下)』よりそれぞれ作成した。④1986年以降は, resolutions and decisions adoptes by the general assembly during the first part of its forty-first session & resolutions and decisions adoptes by the general assembly during the first part of its forty-second session から資料を集積している。
なお, このシステムは, 広島大学平和科学研究センターの佐藤幸男と竹花誠児が作成した。また, このデータ解析システムを用いて藤本義彦は, 1989年度広島大学大学院社会科学部国際社会論専攻博士課程前期修了論文『国際連合における南アフリカ問題の一考察』を提出した。本稿はその一部である。

- 24) 「ZSA」は、ある決議にたいする投票行動が、賛成は「十分な同意」、棄権は「部分的に同意あるいは消極的な反対」、反対は「十分な不同意」を表わしているとして、賛成・棄権・反対を高ランク・中ランク・低ランクに位置づけ、各ランクの平均値を算出する。そして、ある基準国に対する各加盟国の得点を、平均0、標準偏差1の標準値として算出し、一致度をはかる数値である「ZSA」を用いた理由は、国連総会でアパルトヘイトに反対する合意が形成されていく過程をさぐるうえで、ある決議についての加盟国間の「同意」の程度を測定する指標として適当であると考えたからである。Trong R. Chai, “Chinese Policy toward the Third World and the Superpowers in the United Nations General Assembly 1971–1977: a voting analysis”, *International Organization*, Vol. 33. No. 3. 1979. pp. 391–403; なお邦語としては、佐藤幸男編『現代の国際組織』人間の科学社、1982年がある。
- 25) 主成分分析は、お互いに相関のある多種類の特性値のもつ情報を、互いに無相関な数値の総合特性値に要約することである。クラスター分析は、変数あるいはケースの分類し階層化 (classification) する分析である。なお、本分析のクラスター分析は最遠隣法を用いた。主成分分析とクラスター分析に関しては次の文献を参照した。奥野忠一、久米均、芳賀敏郎、古澤正『多変量解析法』日科技連出版社、1971年；奥野忠一ほか『統・多変量解析法』日科技連出版社、1976年；柳井晴夫・高木廣文編『多変量解析ハンドブック』現代数学社、1986年；M.G. ケンドール (奥野忠一、大橋靖雄共訳)『多変量解析』培風館、1981年。
- 26) Hayward R. Alker, Jr., “Dimensions of Conflicts in the General Assembly,” *American Political Science Review*, Vol. 58, No. 3, 1964, pp. 642–657.
- 27) 1974年、南アは国連総会への出席を拒否されるが、1974年に採択された、総会決議3206 (XXIX) と3207 (XXIX) の投票には参加しているので、ここで南アが抽出されている。
- 28) ラテン・アメリカ諸国と南アとの外交関係については、井上一明「現代国際関係におけるアフリカ・ラテンアメリカ関係の動態：ブラジル、南アフリカ共和国、ナイジェリアを中心として」矢内原勝、小田英郎編『アフリカ・ラテンアメリカ関係の史的展開』平凡社、1989年、199–222頁が詳しい。
- 29) 註の(19)、(20)に掲げた文献を参照。
- 30) Gernot Köhler, *Global Apartheid*, (World Order Model Project Working Paper No. 7) Institute for World Order, 1978, pp. 1–13.

図3 第一期 主成分分析プロット図 (アパルトヘイト関連決議)

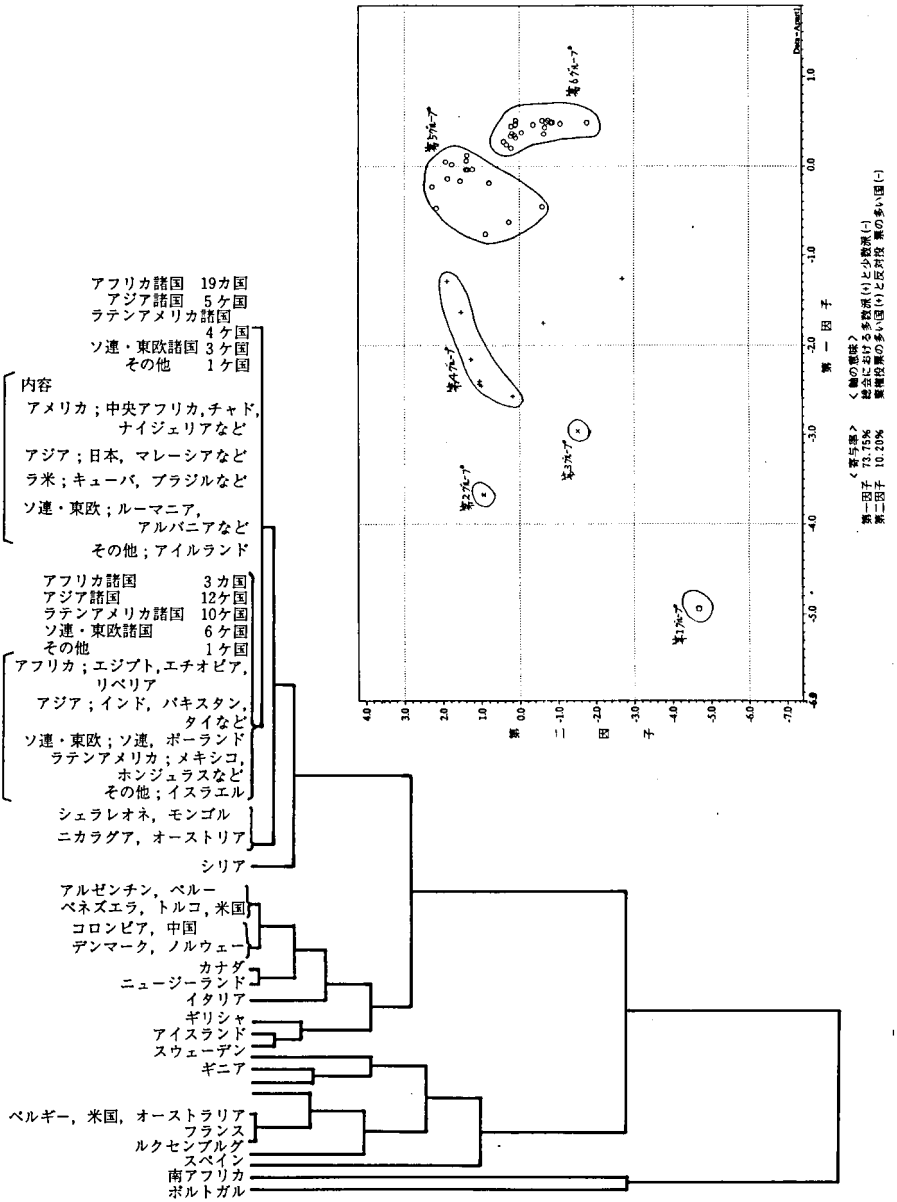


図2 第一期 クラスター分析 (アパルトヘイト関連決議)

図4 第一期 クラスタ分析 (全決議)

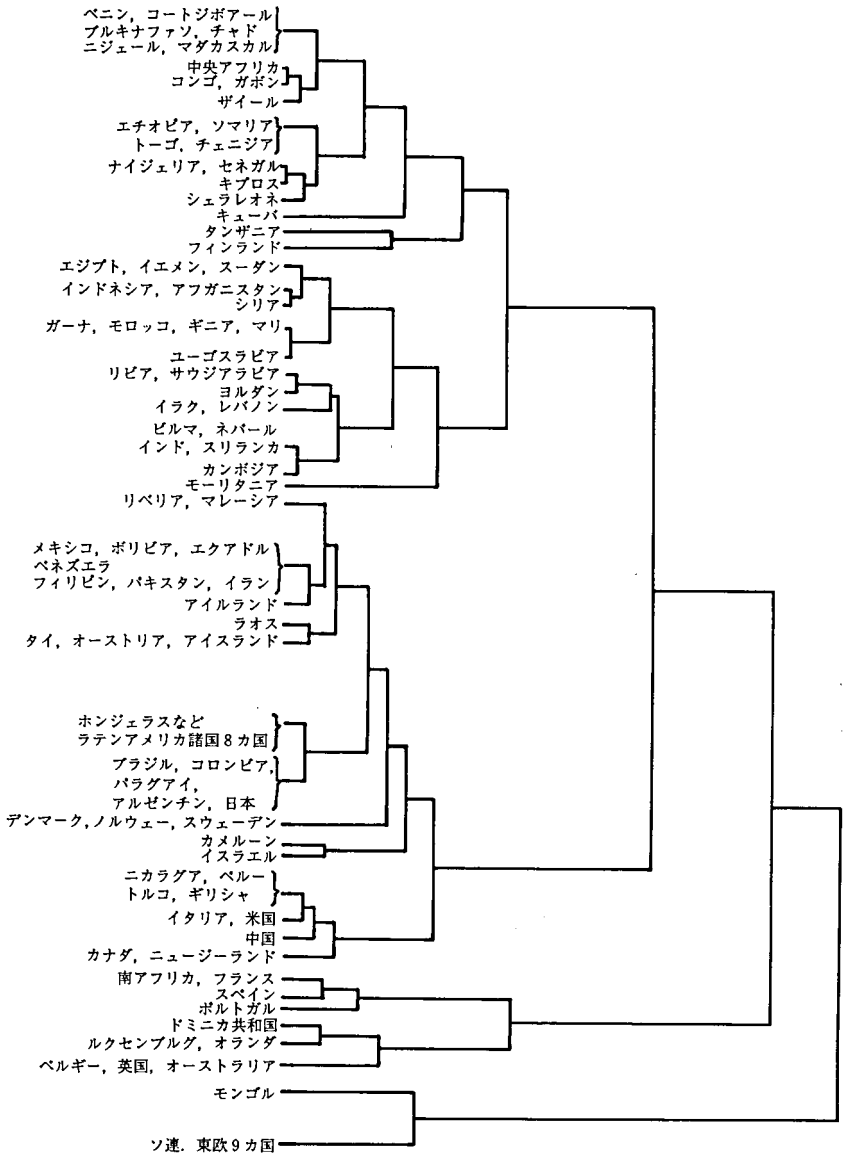


図5 第一期 主成分分析プロット図 (全決議)

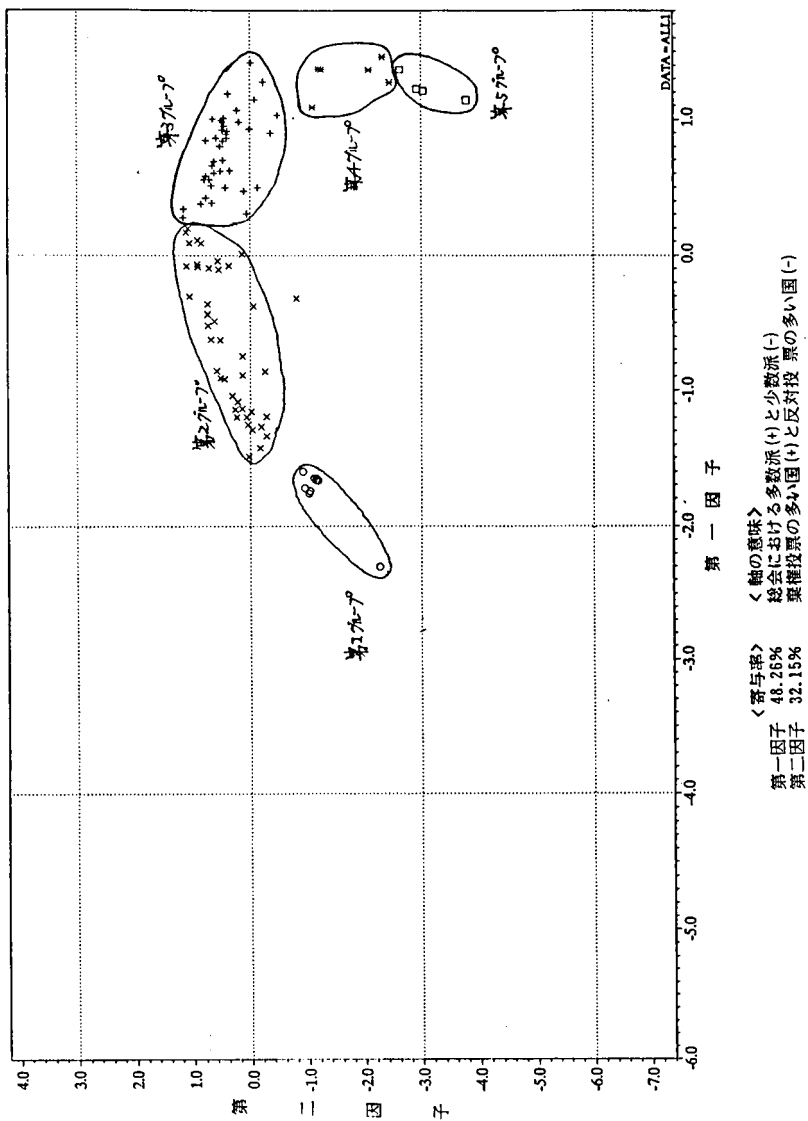


図7 第二期 主成分分析プロット図 (アパルトヘイト関連決議)

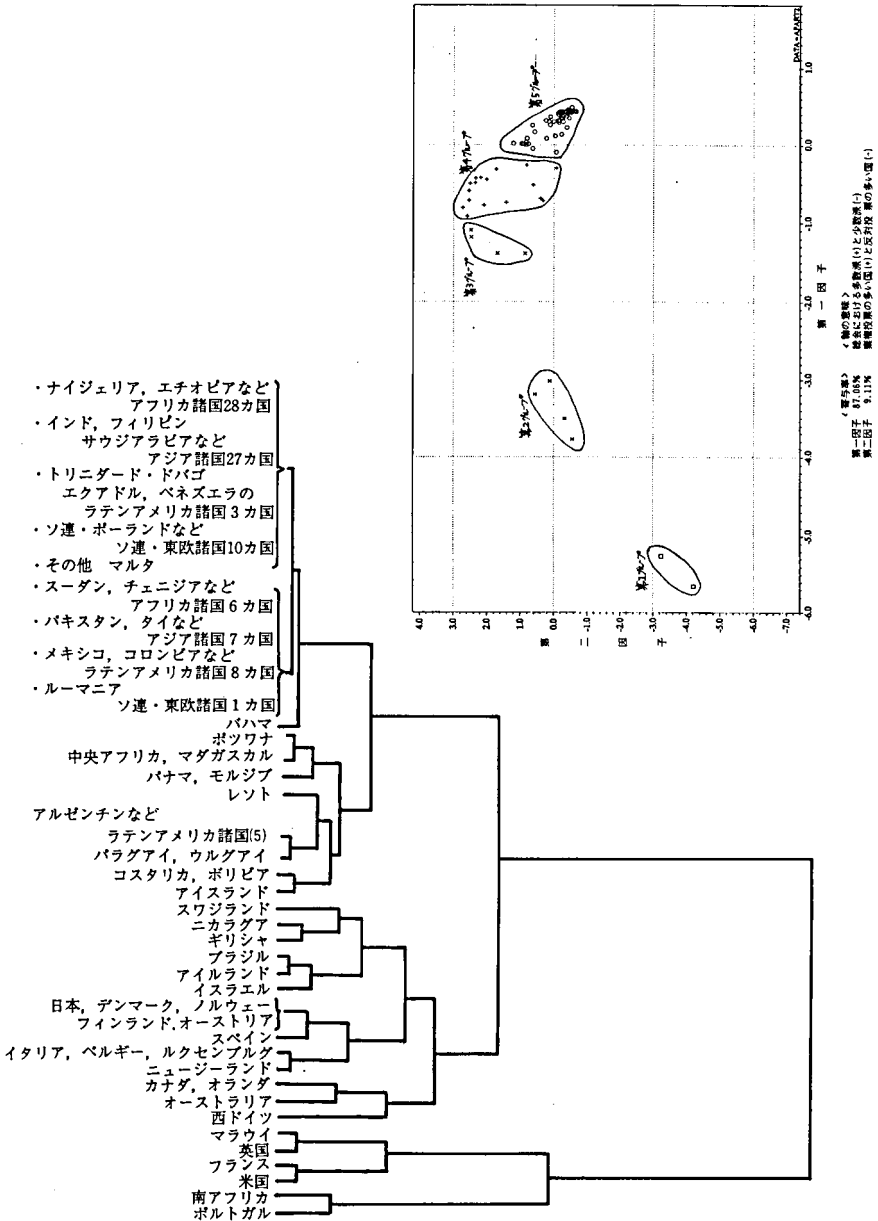


図6 第二期 クラスター分析 (アパルトヘイト関連決議)

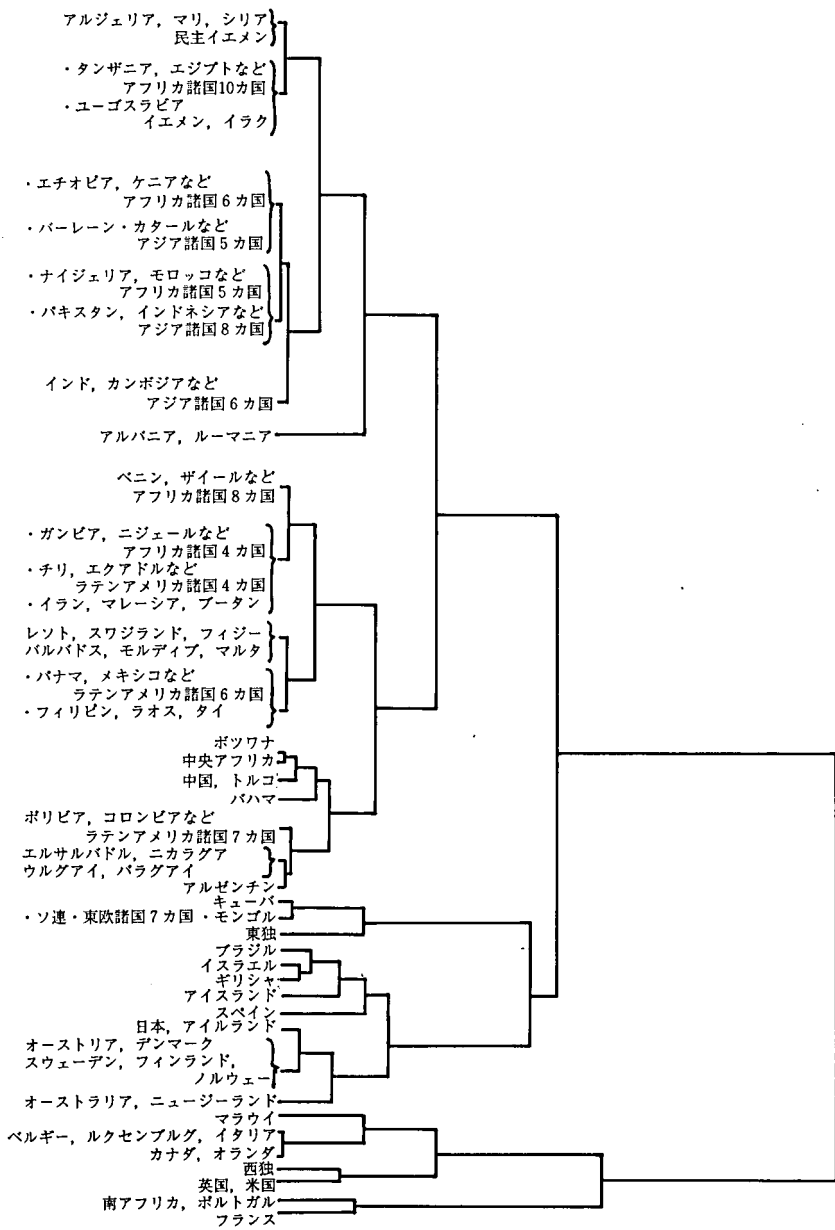
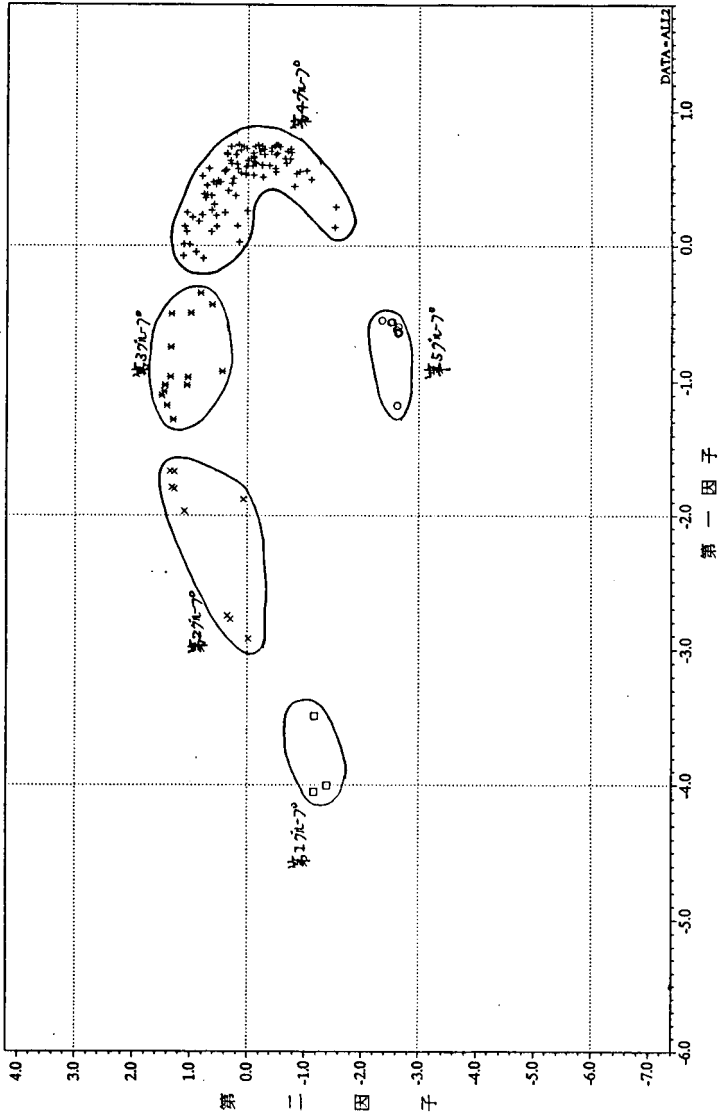


図8 第二期 クラスタ分析 (全決議)

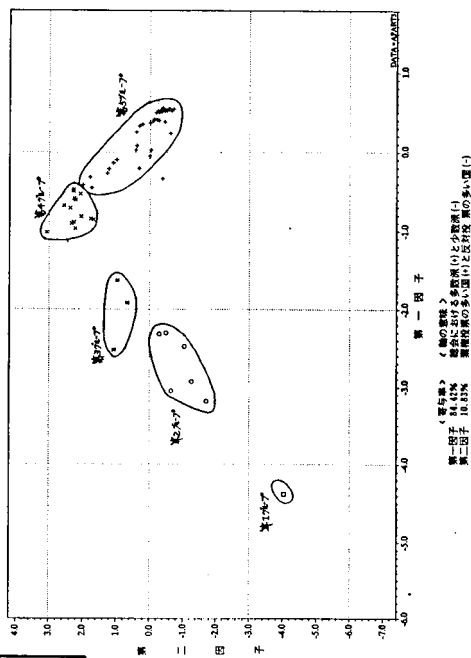
図9 第二期 主成分分析プロット図 (全決議)



< 寄与率 >
 第一因子 70.94%
 第二因子 20.83%

< 軸の意味 >
 総会における多数派 (+) と少数派 (-)
 賛成投票の多い国 (+) と反対投票の多い国 (-)

図11 第三期 主成分分析プロット図 (アパルトヘイト関連決議)



- ・ナイジェリア
モザンビーク、エジプトなど
- ・インド、パキスタン、フィリピンなど
アフリカ諸国38カ国
- ・ペルー、バルバドスなど
アジア諸国29カ国
- ・ソ連、チェコスロバキアなど
ラテンアメリカ諸国7カ国
- ・その他 マルタ
ソ連・東欧諸国10カ国
- ・ボツワナ、リベリア、トルコ、ポーランド
- ・アルゼンチン、メキシコなど
ラテンアメリカ9カ国
- ・コートジボアール、
ネパール、シンガポール
- ガボン
- バハマ、コスタリカ
- レソト、グレナダ
- ブラジル、フィジー
- バプアニューギニア
- エルサルバドル、ニカラグア
- チリ、ギリシャ
- ノルウェー
- 中央アフリカ
- カナダ、ポルトガル、ニュージーランド
- ホンジュラス
- スワジランド、フィンランド
- オーストリア、スウェーデン
- アイスランド
- イラン、スペイン、オーストラリア
- デンマーク、アイルランド
- マラウイ
- ベルギー、フランス、西独、英国
- ルクセンブルグ
- イスラエル
- オランダ、イタリア
- グアテマラ
- 日本
- ウルグアイ
- 米国

図10 第三期 クラスター分析 (アパルトヘイト関連決議)

図12 第三期 クラスタ分析 (全決議)

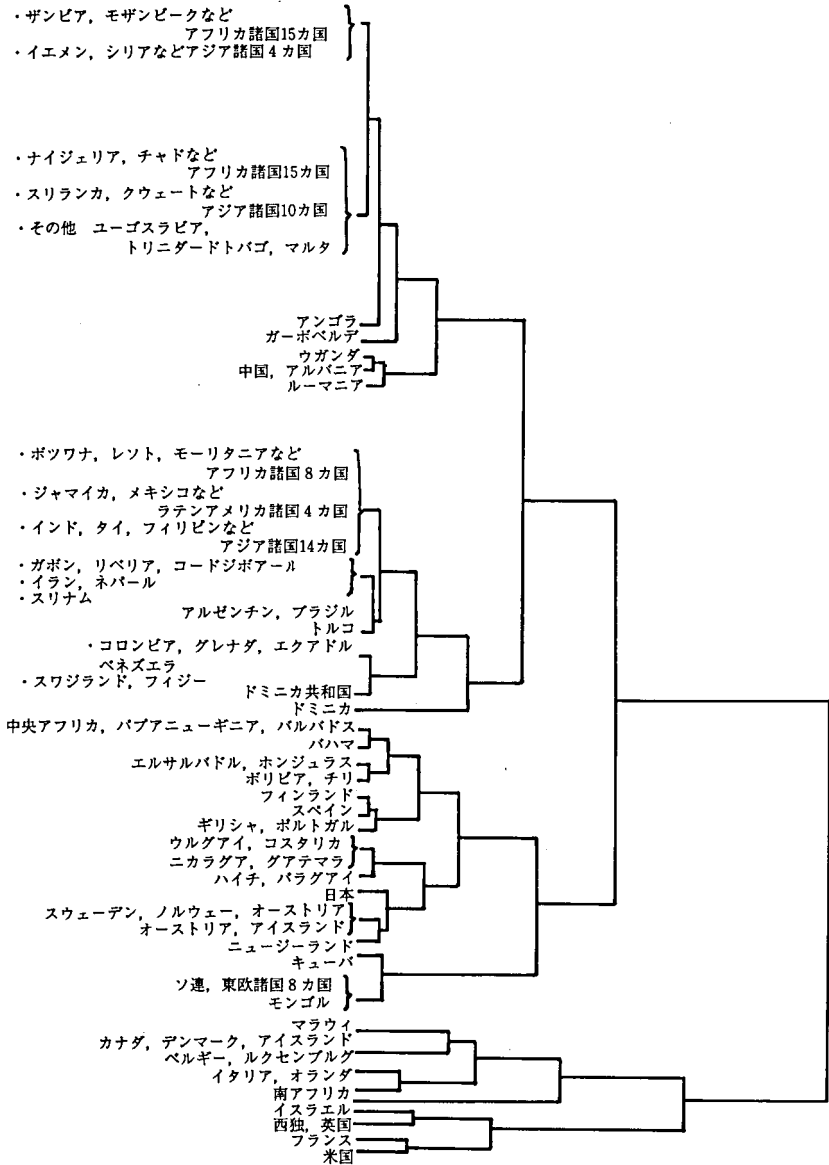


図13 第三期 主成分分析プロット図 (全決議)

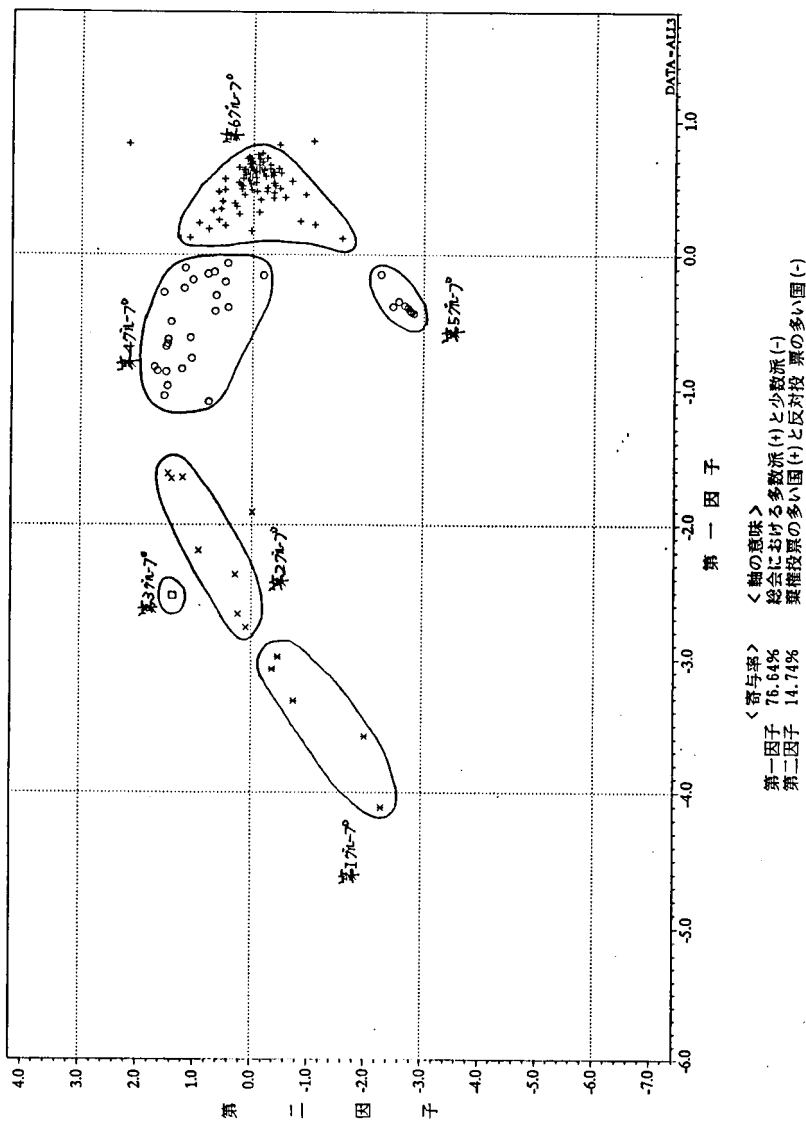


図15 第四期 主成分分析プロット図 (アパルトヘイト関連決議)

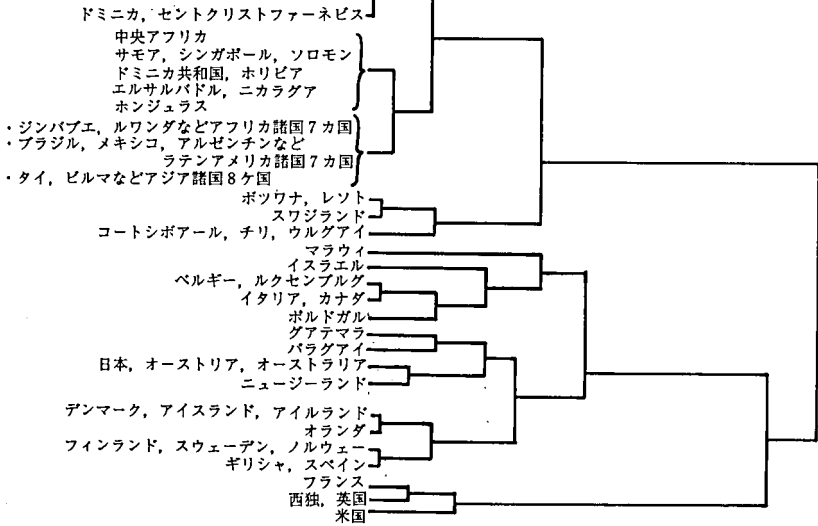
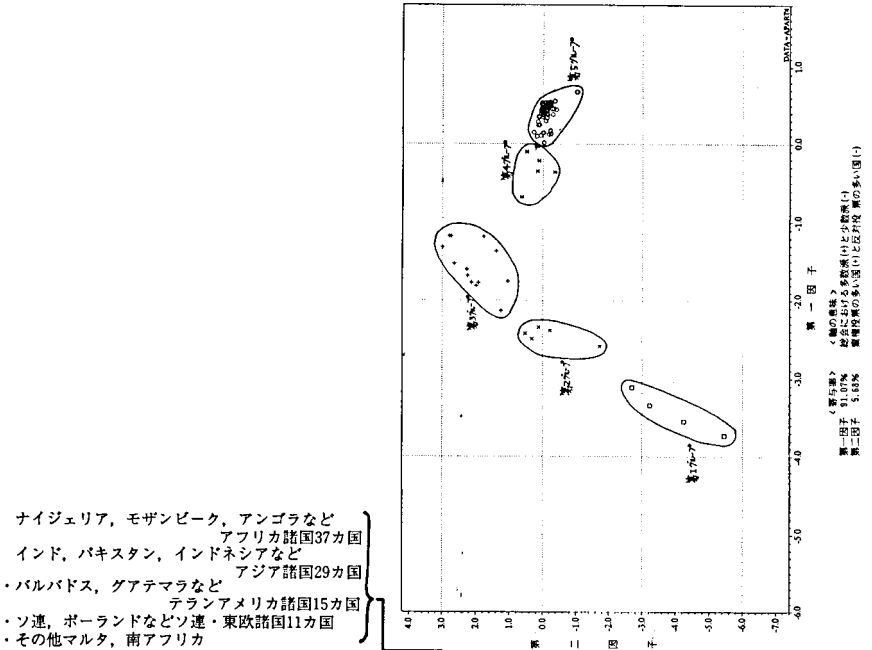


図14 第四期 クラスタ分析 (アパルトヘイト関連決議)

図16 第四期 クラスター分析 (全決議)

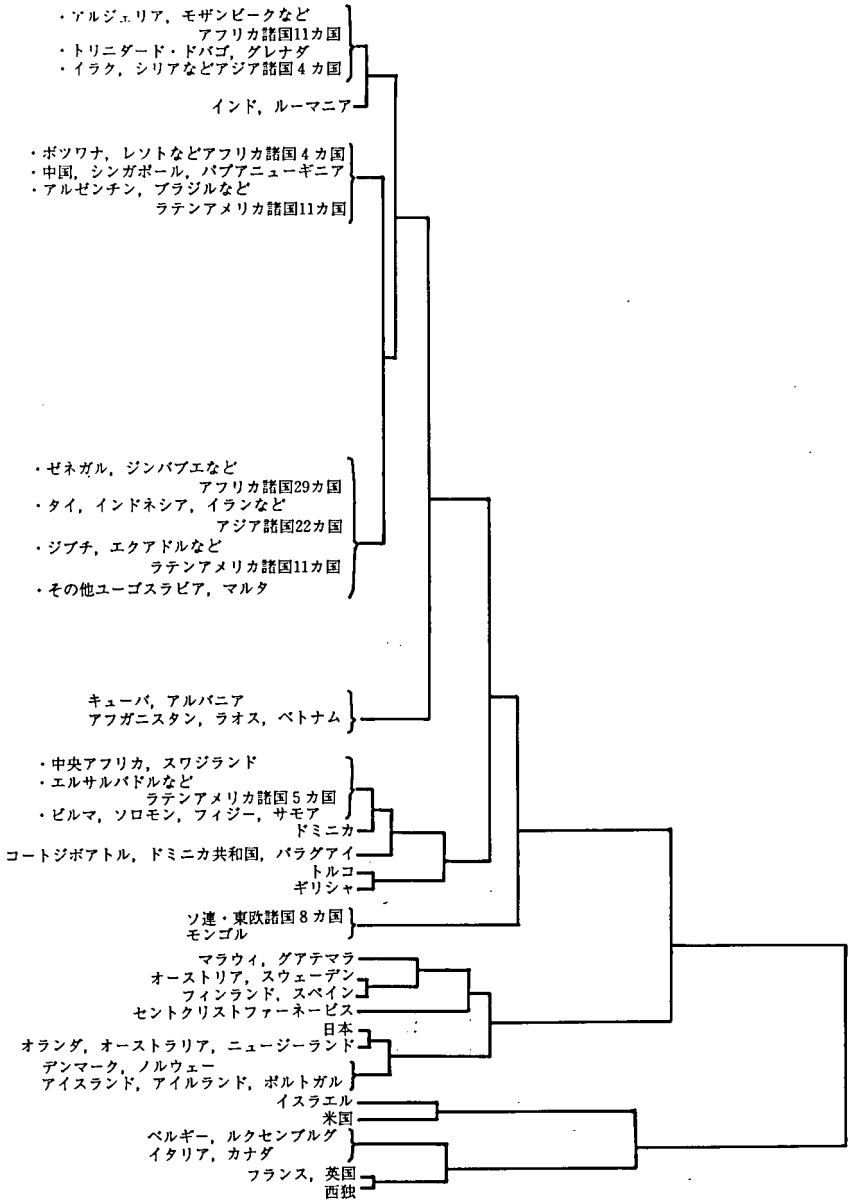


図17 第四期 主成分分析プロット図 (全決議)

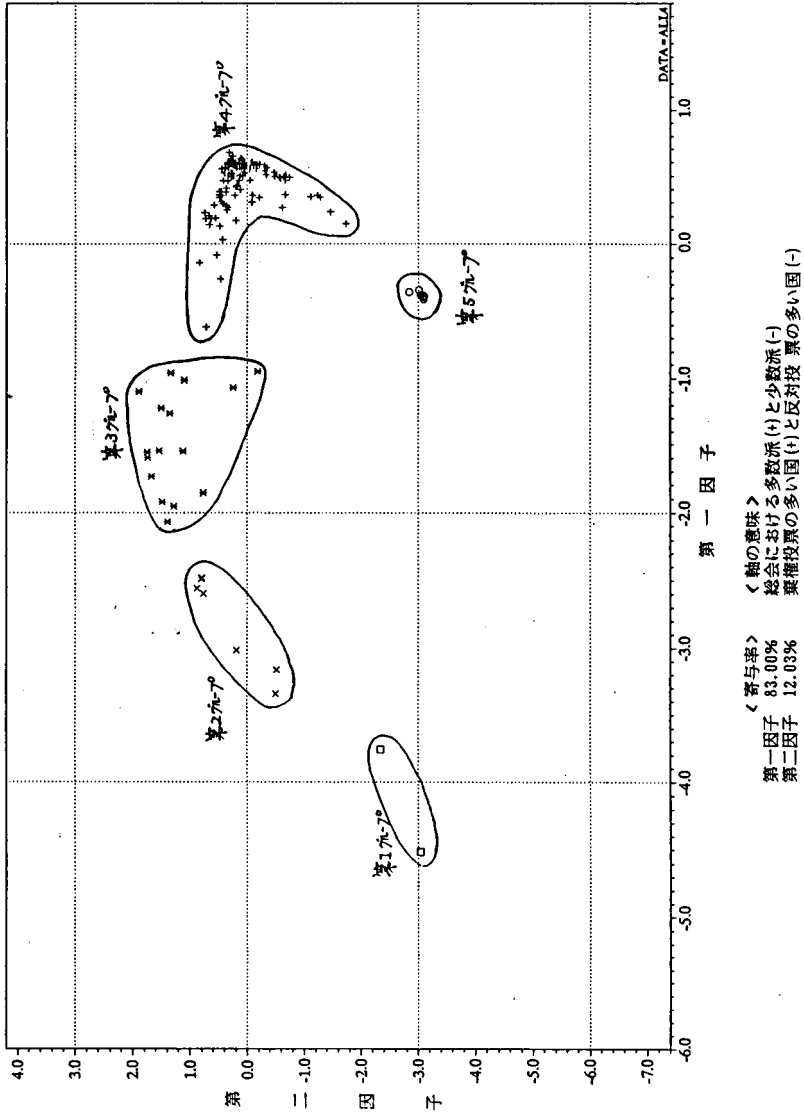
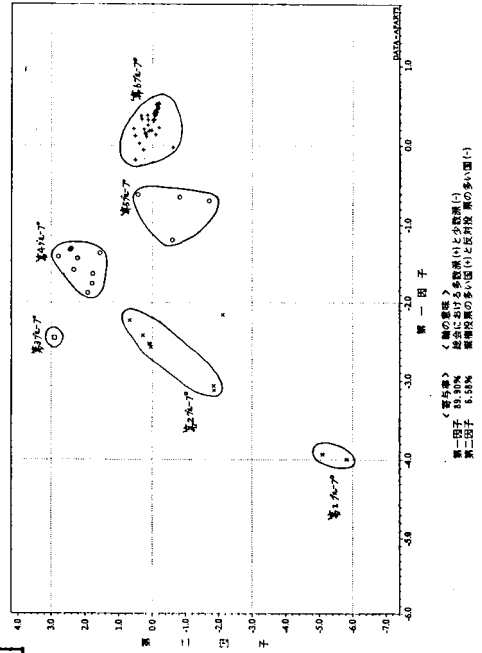


図19 第五期 主成分分析プロット図 (アパルトヘイト関連決議)



- ・ナイジェリア, ジンバブエなど
アフリカ諸国39カ国
- ・アルゼンチン・ブラジルなど
ラテンアメリカ諸国14カ国
- ・インド, パキスタン, タイなど
アジア諸国34カ国
- ・ソ連・東欧諸国11カ国
- ・ボツワナ, モーリシャス, マルタ
- ・中央アフリカ, ザイールなど
アフリカ諸国4カ国
- ・バルバドル, ジャマイカなど
ラテンアメリカ諸国8カ国
- ・ビルマ, ネパール
- ・ボンジュラス, グアテマラなど
ラテンアメリカ諸国8カ国
- ・レベリア, ソロモン
- ・ベリーズ
- ・フィジー, サモア
- ・コートジボアール
- ・レソト
- ・スワジランド
- ・グレナダ
- ・日本, スペイン
- ・デンマーク, アイスランド
- ・カナダ
- ・ノルウェー, フィンランド, スウェーデン
- ・オーストラリア, ニュージーランド
- ・オーストリア, アイルランド
- ・ギリシャ
- ・マラウイ
- ・イタリア, ベルギー, オランダ,
- ・ルクセンブルグ, フランス
- ・ポルトガル
- ・イスラエル, 西独
- ・パラグアイ
- ・英国, 米国

図18 第五期 クラスタ分析 (アパルトヘイト関連決議)

図20 第五期 クラスタ分析 (全決議)

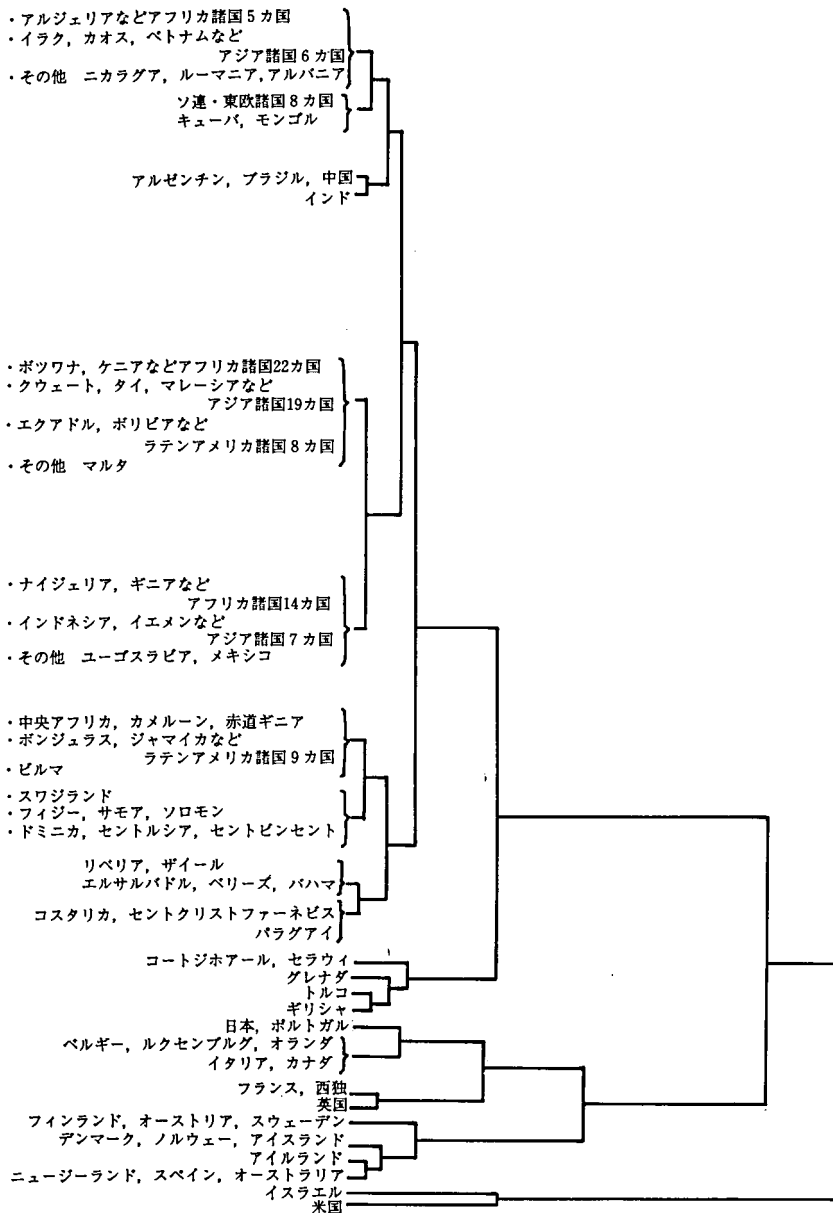


図21 第五期 主成分分析プロット図 (全決議)

